第27回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

新株予約権等の状況
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

株式会社ハイパー

「新株予約権等の状況」「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hyperpc.co.jp/）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ．平成25年４月16日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

297個

・新株予約権の目的となる株式の数

59,400株（新株予約権１個につき200株）

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　200円（１株当たり　１円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株当たり　124円

・新株予約権を行使することができる期間

平成28年６月４日から平成31年６月３日まで

・新株予約権の行使条件

ａ．当社が策定した中期経営計画の目標である平成25年12月期から平成27年12月期までの３期累計の連結営業利益額1,120百万円に対して、新株予約権の行使可能割合を以下の通り定める。

ⅰ　達成率80％以上90％未満　割当新株予約権の50％まで行使可能

ⅱ　達成率90％以上100％未満　割当新株予約権の75％まで行使可能

ⅲ　達成率100％以上　割当新株予約権の100％まで行使可能

なお、計算の結果１個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、権利行使可能分以外のものは失効することとする。

ｂ．新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。

ｃ．新株予約権の相続は、これを認めない。

ｄ．各新株予約権の一部行使はできないものとする。

ｅ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保　有　者　数
取　　締　　役 （社外取締役を除く）	26個	5,200株	1名
社　外　取　締　役	－	－	－
監　　査　　役	－	－	－

（注）１．上記のうち、取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

２．平成28年1月1日付で行った1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

ロ．平成26年４月15日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
77個
・新株予約権の目的である株式の数
15,400株（新株予約権１個につき200株）
・新株予約権の払込金額
無償
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　200円（１株当たり　１円）
・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
１株当たり　251円
・新株予約権を行使することができる期間
平成26年５月３日から平成32年５月２日まで
・新株予約権の行使の条件

ａ．新株予約権者は、割当日の翌日から３年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。

ｂ．上記ａ．にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若

しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日）の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、組織再編行為の際の新株予約権の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。

ｃ．上記ａ．は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

ｄ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	77個	15,400株	6名
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

（注）平成28年1月1日付で行った1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

ハ．平成27年４月14日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
83個

・新株予約権の目的である株式の数
16,600株（新株予約権１個につき200株）

・新株予約権の払込金額
無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　200円（１株当たり　１円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
１株当たり　214円

・新株予約権を行使することができる期間
平成27年５月19日から平成33年５月18日まで

・新株予約権の行使の条件

ａ．新株予約権者は、割当日の翌日から３年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。

ｂ．上記ａ．にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日）の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、組織再編行為の際の新株予約権の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。

ｃ．上記ａ．は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

ｄ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	83個	16,600株	6名
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

（注）平成28年1月1日付で行った1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

ニ．平成28年４月19日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

79個

・新株予約権の目的である株式の数

15,800株（新株予約権１個につき200株）

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　200円（１株当たり　１円）
・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
　１株当たり　184円
・新株予約権を行使することができる期間
　平成28年５月24日から平成34年５月23日まで
・新株予約権の行使の条件
　ａ．新株予約権者は、割当日の翌日から３年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
　ｂ．上記ａ．にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日）の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、組織再編行為の際の新株予約権の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。
　ｃ．上記ａ．は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
　ｄ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	79個	15,800株	5名
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成28年５月17日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

1,169個

・新株予約権の目的となる株式の数

116,900株（新株予約権１個につき100株）

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　45,800円（１株当たり　458円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株当たり　309円

・新株予約権を行使することができる期間

平成30年５月18日から平成38年５月17日まで

・新株予約権の行使条件

ａ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

ｂ．新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。

ｃ．新株予約権の相続は、これを認めない。

ｄ．新株予約権の割当個数の全部又は一部を行使することができる。ただし、１個の新株予約権を、さらに分割して行使することはできない。

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社執行役員及び従業員	1,169個	116,900株	57人

③ その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　　2社

連結子会社の名称　　株式会社リステック、株式会社みらくる

上記のうち、株式会社みらくるについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産

・商品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６～15年
工具、器具及び備品	４～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。市場販売目的のソフトウエアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間で残存期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法に基づいております。
また、顧客関係資産については、将来の収益獲得見込期間（３年又は５年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ．ヘッジ会計の処理　金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

３．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　68,264千円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,134,200株	2,146,400株	－株	4,280,600株

(注)1. 平成28年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加2,146,400株は、株式分割による増加2,134,200株、ストック・オプションの権利行使による増加12,200株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年３月24日定時株主総会	普通株式	38,414	18.00	平成27年12月31日	平成28年３月25日
平成28年８月10日取締役会	普通株式	37,621	9.00	平成28年６月30日	平成28年９月１日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,929	9.00	平成28年12月31日	平成29年3月24日

(3) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　146,000株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入を基本方針としております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、概ね３ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスクの管理

営業債権については、当社グループにおける債権管理規程に従い、各担当部署において取引先ごとの状況をモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

ロ．市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づき稟議決裁を行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,643,023 千円	1,643,023 千円	－ 千円
(2) 受取手形及び売掛金	2,761,566	2,761,566	－
(3) 電子記録債権	155,741	155,741	－
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	8,909	8,909	－
資産計	4,569,240	4,569,240	－
(1) 買掛金	2,555,615	2,555,615	－
(2) １年内返済予定の長期借入金	311,100	313,933	2,833
(3) 長期借入金	303,071	301,191	△1,879
(4) デリバティブ取引	－	－	－
負債計	3,169,786	3,170,740	954

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金

買掛金の時価については短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) １年内返済予定の長期借入金、(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,950千円
非上場債券	30,000千円

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　547円58銭

(2) １株当たり当期純利益　24円76銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

８．その他の注記

特記事項はありません。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

③ たな卸資産

・商品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６～15年
工具、器具及び備品	４～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
また、顧客関係資産については、将来の収益獲得見込期間（３年又は５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② ヘッジ会計の処理　　金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　66,625千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権　　3,986千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業収益　　3,443千円

(2) 営業取引以外の取引高　　14,394千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	44株	88,144株	22,000株	66,188株

(注) 1．平成28年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

2．自己株式の増加88,144株は、株式分割による増加44株、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加88,100株であります。

3．自己株式の減少は、ストック・オプションの権利行使に伴う自己株式処分による減少22,000株であります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	23,745千円
未払事業税否認	1,827千円
未払事業所税否認	1,004千円
賞与引当金繰入限度超過額	14,351千円
未払費用否認	2,006千円
資産除去債務	5,154千円
株式報酬費用	16,475千円
その他	1,065千円
繰延税金資産小計	65,631千円
評価性引当額	△22,696千円
繰延税金資産計	42,935千円
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△2,336千円
その他	△762千円
繰延税金負債計	△3,098千円
繰延税金資産の純額	39,836千円

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社リステック	100％	経営指導 役員の兼任	経営指導料等の受取（注）	13,680	－	－
	株式会社みらくる	100％	同上	同上	600	－	－

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）経営指導料等については、業務内容、業績等を勘案して契約により取引条件を決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　531円25銭

(2) １株当たり当期純利益　20円56銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。